

# 下水道使用料 町内統一



上下水道課

☎ 74 - 3008

先月号で水道料金の統一についてお知らせしました。今回は、下水道使用料の統一内容についてお知らせします。

## 下水道使用料

なぜ、虹田地区に合わせるの？

下水道使用料は家庭用で比較すると、虹田地区と洞爺地区で大きな差はありません。

洞爺地区は1区分しかなく、水道料金区分に一致する虹田地区の体系を基準としました。

—— 区分の見直しは？

水道同様に「業務用」の新区分を設け、基本水量を10㎡としました。

虹田地区では水道区分の「官公署・学校団体用」に見合つた

水道区分がなく、一般家庭用を適用していましたが、水道区分と同様に「営業用」と統一し「業務用」としました。—— いくら上がるの？

水道同様に、用途区分、使用水量等により違います。

洞爺地区の「一般家庭用」では基本使用料が下がりますが、従量料金単価が上がります。平均的には1%から2%の引き上げとなります。

洞爺地区「業務用」では基本料金が上がり、10㎡以上の使用では6・7%ほどの引き上げとなります。大口使用では引き下げとなる場合もあります。

虹田地区では「業務用」への統一により、これまでの「営業用」では基本使用料が下がります。水道区分の「官公署・

## < 洞 爺 地 区 >

### 【下水道使用料】

(消費税額を含む)(円)

| 用途別     |                 | 水 量              | 現 行      | 改 定 後    |
|---------|-----------------|------------------|----------|----------|
| 区 分 な し | 基本料金            | 8㎡まで             | 1,260.00 |          |
|         | 従量料金            | 1㎡につき            | 157.50   |          |
| 一般家庭用   | 基本料金            | 8㎡まで             |          | 1,207.50 |
|         | 従量料金            | 1㎡につき            |          | 162.75   |
| 業 務 用   | 基本料金            | 10㎡まで            |          | 1,680.00 |
|         | 従量料金<br>(1㎡につき) | 11 から300㎡まで      |          | 168.00   |
|         |                 | 301 から500㎡まで     |          | 162.75   |
|         |                 | 501 から2,000㎡まで   |          | 147.00   |
|         |                 | 2,001 から4,000㎡まで |          | 136.50   |
|         |                 | 4,001㎡以上         |          | 126.00   |

計算方法  
基本料金 + (使用水量 - 基本水量) × 従量料金単価  
小数点以下を含んだ単価で集計し、合計時に円未満を切り捨てます。

### 【主な使用水量ごとの使用料】

(消費税額を含む)(円)

| 使用水量(例) | 一般家庭用 |       | 業 務 用 |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|         | 現 行   | 改 定 後 | 現 行   | 改 定 後 |
| 8 ㎡     | 1,260 | 1,207 | 1,260 | 1,680 |
| 10 ㎡    | 1,575 | 1,533 | 1,575 | 1,680 |
| 15 ㎡    | 2,362 | 2,346 | 2,362 | 2,520 |
| 20 ㎡    | 3,150 | 3,160 | 3,150 | 3,360 |
| 25 ㎡    | 3,937 | 3,974 | 3,937 | 4,200 |
| 30 ㎡    | 4,725 | 4,788 | 4,725 | 5,040 |
| 40 ㎡    | 6,300 | 6,415 | 6,300 | 6,720 |

学校団体用」では基本使用料が上がります。  
—— いつから実施されるの？  
平成21年6月分(5月25日基準検針日)から実施します。  
—— 経過措置はあるの？  
水道のような大幅な改定とはなりませんので、経過措置は設

けません。  
—— 会計としていくらの増額になるの？  
区分ごとに増減はありませんが、下水道会計としては全体で約100万円の減額と試算しています。

虹田地区の「一般家庭用」「業務

用種へ収用人員500人超のホテル等)は、現行のままで変更はありません。温泉汚下水水道使用料についても変更ありません。  
みなさまのご理解をお願いいたします。  
詳しくは、上下水道課へ。